

説明資料

〔個人住民税〕

令和4年10月4日(火)
総務省

地方税の税収内訳（令和4年度地方財政計画額）

地方税合計

413,073億円（433,059億円）

個人住民税
32.0%
132,178億円

地方法人二税
15.3%
63,201億円

地方消費税
14.3%
59,167億円

固定資産税
22.8%
94,198億円

その他
15.6%
64,329億円

特別法人事業
譲与税
19,986億円

道府県税

189,892億円（209,878億円）

個人道府県民税
26.0%
49,288億円

地方法人二税
24.9%
47,338億円

地方消費税
31.2%
59,167億円

自動車税
8.8%
16,765億円

軽油引取税
4.9%
9,307億円

・法人住民税 4.7% 19,289億円
・法人事業税 10.6% 43,912億円

特別法人事業譲与税
19,986億円

その他
4.2%
8,027億円

・自動車税 16,765億円
・都市計画税 13,570億円
・地方たばこ税 10,265億円
・軽油引取税 9,307億円

市町村税

223,181億円

法人市町村民税
7.1%
15,863億円

都市計画税
6.1%
13,570億円

個人市町村民税
37.1%
82,890億円

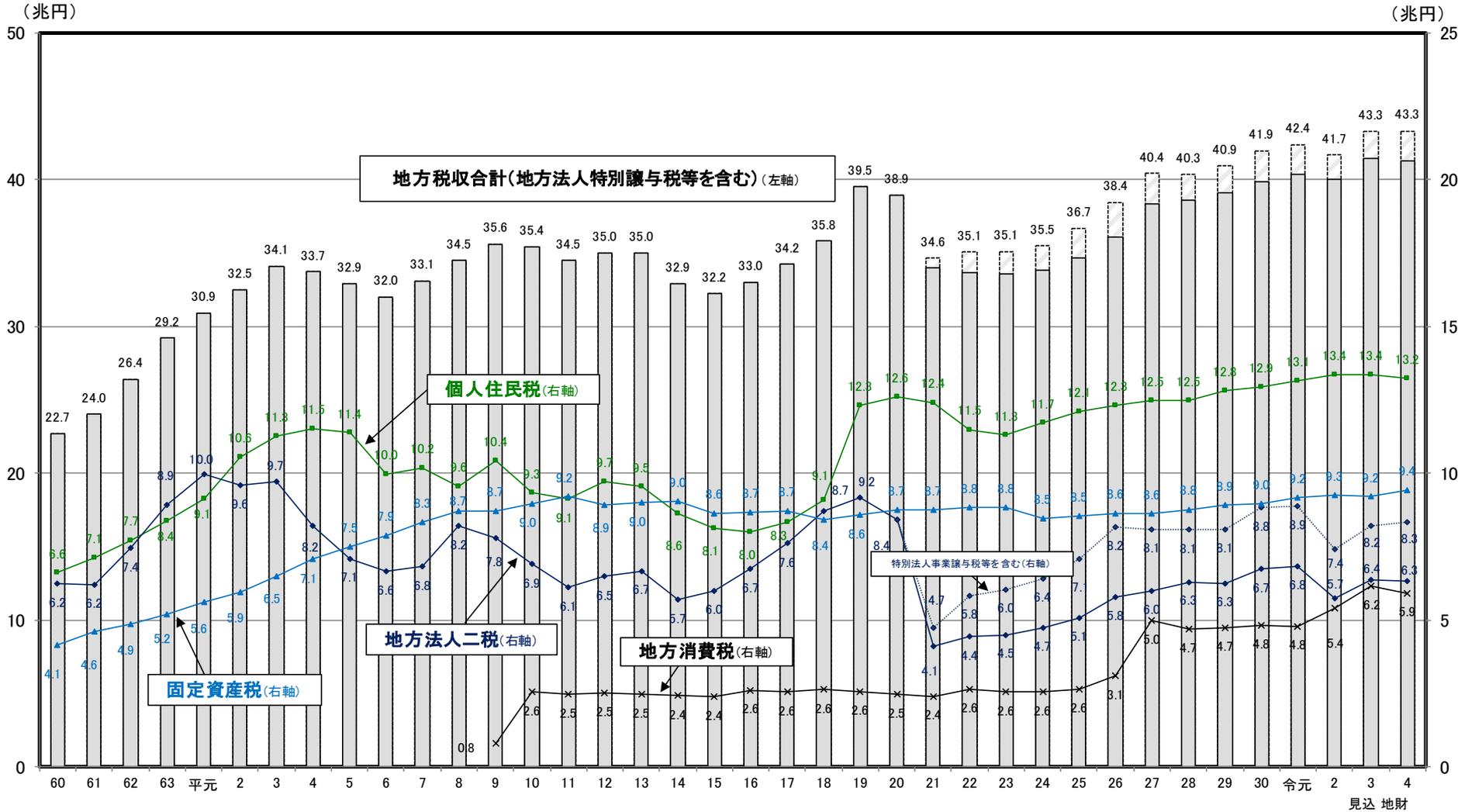
固定資産税
42.2%
94,198億円

その他
7.5%
16,660億円

0 5兆円 10兆円 15兆円 20兆円 25兆円 30兆円 35兆円 40兆円

- (注) 1 各税目の%は、地方税・道府県税・市町村税それぞれの合計を100%とした場合の構成比である。
2 数値は、超過課税及び法定外税等を含まない。
3 地方法人二税には、特別法人事業譲与税を含まない。
4 地方税合計及び道府県税の（ ）内の数値は、特別法人事業譲与税を含めた金額である。
5 計数はそれぞれ四捨五入によっているので、計とは一致しない場合がある。

主要税目（地方税）の税収の推移

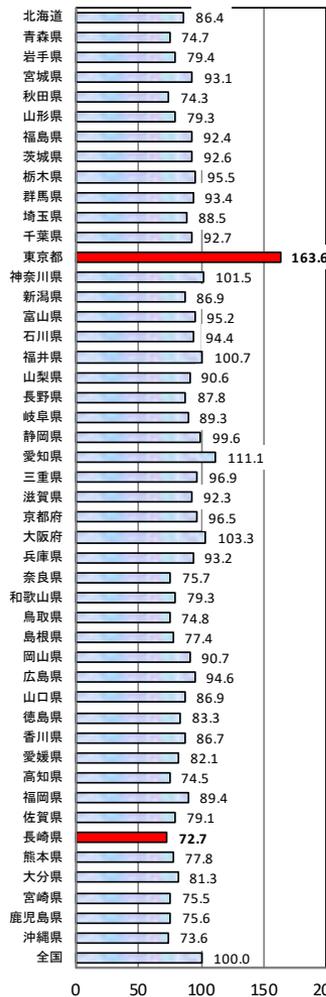


- (注) 1 表中における計数は、超過課税及び法定外税等を含まない。
 2 令和2年度までは決算額、令和3年度は決算見込額(令和4年7月)、令和4年度は地方財政計画額である。
 3 地方法人二税の平成21年度以降の点線は、国から都道府県に対して譲与されている特別法人事業譲与税等を加算した額。

人口一人当たりの税収額の指数（令和3年度決算見込額）

地方税計

最大／最小:2.3倍



41.4兆円

個人住民税

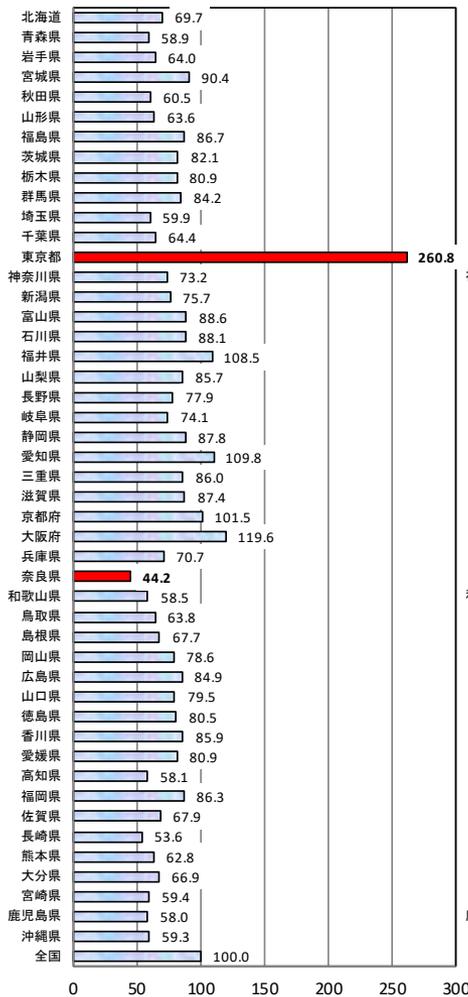
最大／最小:2.5倍



12.8兆円

地方法人二税

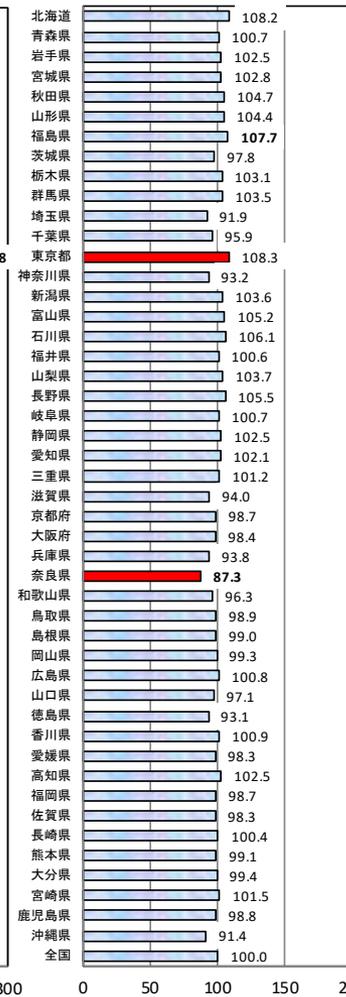
最大／最小:5.9倍



6.4兆円

地方消費税(清算後)

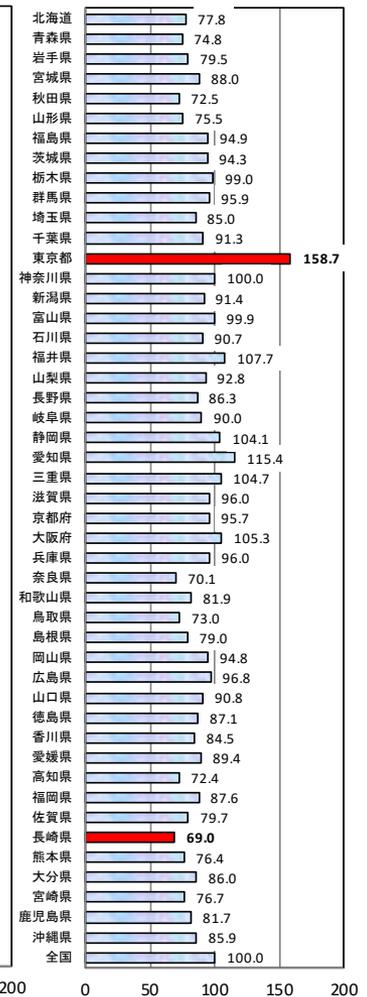
最大／最小:1.2倍



6.2兆円

固定資産税

最大／最小:2.3倍



9.3兆円

※1 上段の「最大／最小」は、各都道府県県ごとの人口1人当たり税収額の最大値を最小値で割った数値であり、下段の数値は、税目ごとの税収総額である。

※2 地方消費税については、現行の清算基準により得られる最新の理論値である。

「わが国税制の現状と課題」（平成12年7月）（抄） 「個人所得課税の課題」より

(1) 個人所得課税の基幹税としての役割と負担のあり方

（中略）経済活動を通じて所得を得た国民が、所得に応じて公的サービスの財源を支え合っていくことは今後とも重要であり、個人所得課税は引き続き基幹税として税体系において中心的な役割を担うべきであると考えます。

(2) 課税ベースとしての所得のあり方

（中略）経済社会の構造変化を踏まえて、控除のあり方や各種の所得計算の枠組みなど課税ベースとしての所得のあり方について見直しを行う際には、個々別々に見直すのではなく、総合的に見直していく必要があると考えます。

(3) 所得再分配機能のあり方

累進性を有する個人所得課税は税制全体の中で所得再分配機能の中心的な役割を果たしています。（中略）個人や企業の経済活動が多様化することにより、所得格差の拡大の方向に働く可能性や、消費課税の割合が高まってきていることをも考慮すると、税制全体の所得再分配機能を維持していくことが必要です。

(4) 制度の簡索性

（中略）個人所得課税は広範な経済取引や多数の納税者に関わる税目であるだけに、納税者に分かりやすい簡素な税制が求められます。

(5) 個人住民税のあり方

個人住民税は、基幹税として地方財政を支える税であるとともに、地域社会の費用を住民がその能力に応じ広く負担を分任するという独自の性格（負担分任の性格）や地方公共団体が少子・高齢化に伴い提供する福祉等の対人サービスなどの受益に対する対価として、対応関係を明確に認識できるという性格（応益性）を有しており、地方自治を支える税として位置付けることができるものと言えます。こうしたことから、個人住民税は所得税に比較してより広い範囲の納税者がその負担を分かち合うものとなっています。

個人住民税については、地方分権の推進や少子・高齢化の進展に対応し得る税制として、このような性格などを踏まえつつ、そのあり方を検討する必要があります。

「経済社会の構造変化を踏まえた令和時代の税制のあり方」（令和元年9月）（概要）

2. 「働き方やライフコースの多様化等への対応」

(1) 個人所得課税における諸控除の見直し

- ・ 働き方の違いによって不利に扱われることのない、個人の選択に中立的な税制の実現に向け、所得再分配機能が適切に発揮されているかといった観点も踏まえながら、諸控除の更なる見直しを進めることが重要
- ・ 個人住民税についても、働き方の多様化等を踏まえ、前述した見直しの方向性に沿った検討を進めていくことが必要である。その際、個人住民税は、地域社会の費用を住民がその能力に応じ広く負担を分任するという性格を有することや、応益課税としての性格を明確化する観点から比例税率により課税されていることなど、その性格等を踏まえる必要がある。

(2) 企業年金・個人年金等に関する公平な税制の構築

- ・ 働き方の違い等によって有利・不利が生じないような企業年金・個人年金等に関する税制上の取扱いについて検討するとともに、拠出・運用・給付の各段階を通じた適正な税負担のあり方についても検討する必要。
- ・ 貯蓄・投資等に関する税制は、様々な制度が並立しており、制度間に差異が存在。退職後の生活の準備を支援する観点からの整理・簡素化が重要。
- ・ 金融所得課税について、勤労所得との間での負担の公平感や所得再分配に配慮する観点から、総合的に検討していくべき。

個人住民税の概要

○ 個人住民税は、地域社会の費用の負担を住民が広く分かち合う「地域社会の会費」的な性格を有する税であり、1月1日に住所を有する者に対し、当該住所地団体が課税するもの。

均等割 非課税限度額を上回る者に定額の負担を求めるもの

	標準税率（年額）
市町村民税	3,500円
道府県民税	1,500円

所得割 納税義務者の前年の所得金額に応じた税額の負担を求めるもの

	標準税率
市町村民税	6%
道府県民税	4%

合計10%（一律）

※県費負担教職員制度の見直しに伴う税源移譲により、指定都市に住所を有する者は、道府県民税2%・市民税8%となる。

利子割 **配当割** **株式等譲渡所得割** 税率5%

※利子割については、金融機関等の所在地団体が課税。

個人住民税

給与所得者の個人住民税額計算のフローチャート

← 所得税と同一の計算 →

個人住民税独自の計算

※ 所得計算については、所得税の計算の例によることとされている。

給与所得控除 (注)

～ 162.5万円	55万円
～ 180万円	40%－ 10万円
～ 360万円	30%＋ 8万円
～ 660万円	20%＋ 44万円
～ 850万円	10%＋ 110万円
850万円	195万円

所得控除

基礎控除	最高	43万円
配偶者控除	最高	33万円
扶養控除		33万円
特定扶養控除		45万円
障害者控除		26万円
(特別障害者)		30万円)
社会保険料控除		
生命保険料控除		
医療費控除	など	

(参考) 所得税
最高 48万円
最高 38万円
38万円
63万円
27万円
(40万円)

給与収入(年間収入)

給与所得の金額の計算

給与所得控除

給与所得の金額

課税所得の金額の計算

所得控除

課税所得の金額
(課税ベース)

税額の計算

【標準税率】10%(都道府県4%、市町村6%)

※指定都市に住所を有する者は、都道府県2%・市町村8%
※所得税は累進税率とされている。

※所得税とは控除の種類や控除額に差異がある。

税額控除

調整控除
寄附金税額控除
住宅ローン控除
など

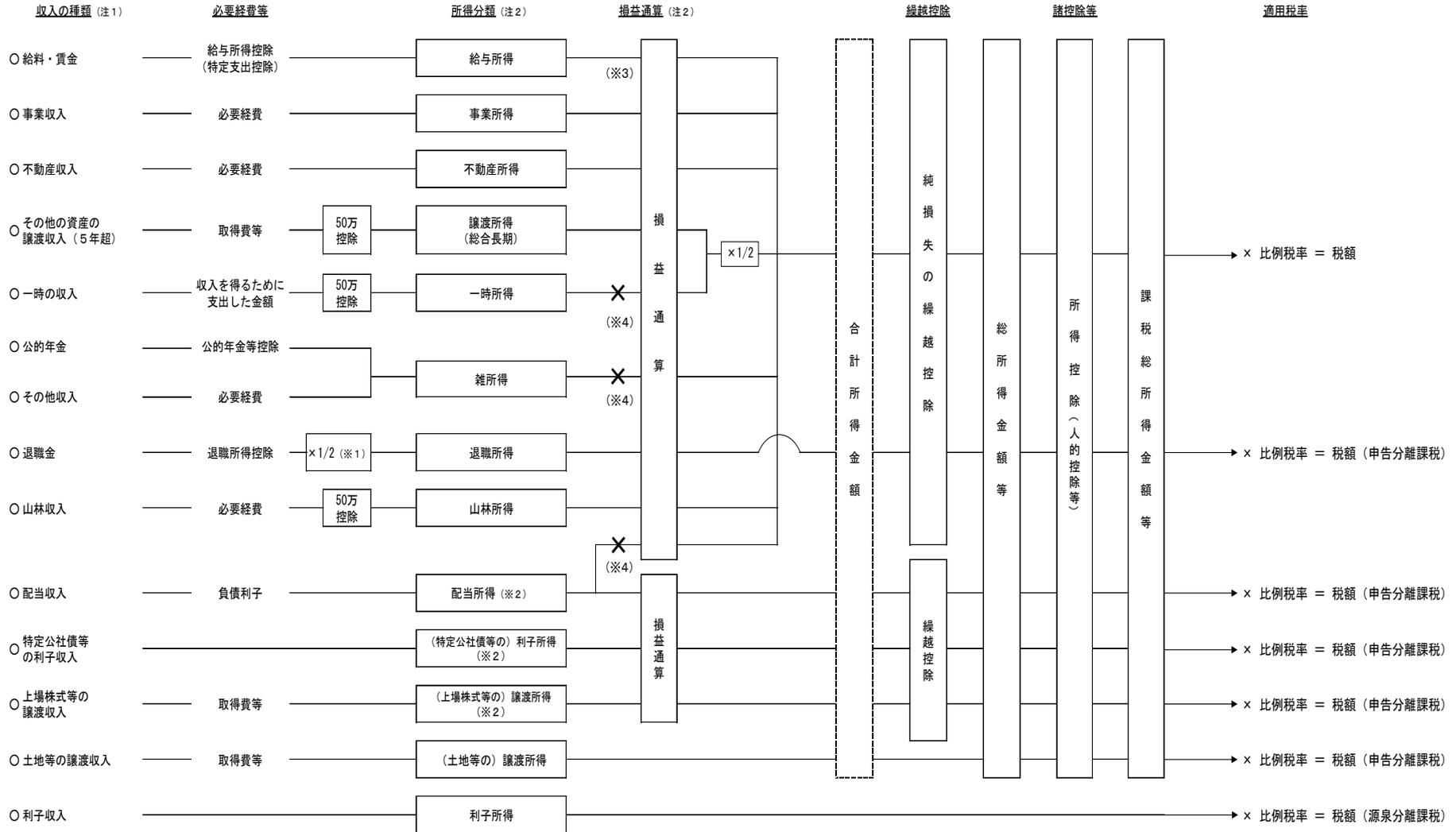
算出税額

納付税額

(注) 23歳未満の扶養親族や特別障害者である扶養親族等を有する者等については、平成30年度改正において行われた給与所得控除額が頭打ちとなる給与収入の850万円超への引き下げによる負担増が生じないよう、所得金額調整控除により調整。

給与・年金の両方を有する者については、平成30年度改正において行われた給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替による負担増が生じないよう所得金額調整控除により調整。

個人住民税計算の仕組み(イメージ)



(注1) 主な収入を掲げており、この他に「先物取引に係る雑所得等」などがある。また、各種所得の課税方法についても、上記の課税方法のほか、源泉分離課税や申告分離課税等が適用される場合がある。

(注2) 各種所得の金額及び課税所得の金額の計算上、一定の特別控除額等が適用される場合がある。

(※1) 勤続年数5年以下の法人役員等の退職金については、2分の1課税は適用されない。

(※2) 「配当所得」、「特定公社債等の利子所得」及び「上場株式等の譲渡所得」については、一定の要件の下、特別徴収(源泉徴収)のみで納税を完了することができる(申告不要)。

「上場株式等の配当所得」については、申告する際、総合課税(配当控除適用可)と申告分離課税のいずれかを選択可能。

「上場株式等の譲渡損失」と「上場株式等の配当所得」との間は損益通算可能。

(※3) 23歳未満の扶養親族や特別障害者である扶養親族等を有する者等については、平成30年度改正において行われた給与所得控除額が頭打ちとなる給与収入の850万円超への引き下げによる負担増が生じないよう、所得金額調整控除により調整。

給与・年金の両方を有する者については、平成30年度改正において行われた給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替による負担増が生じないよう所得金額調整控除により調整。

(※4) これらの所得に係る損失額は他の所得金額と通算することができない。

個人住民税の課税ベース及び諸控除のイメージ

課税対象となる収入約270兆円

(給与収入(約240兆円)、年金収入(約20兆円)、事業・不動産収入(所得ベースで約10兆円)等)

所得金額(約190兆円)

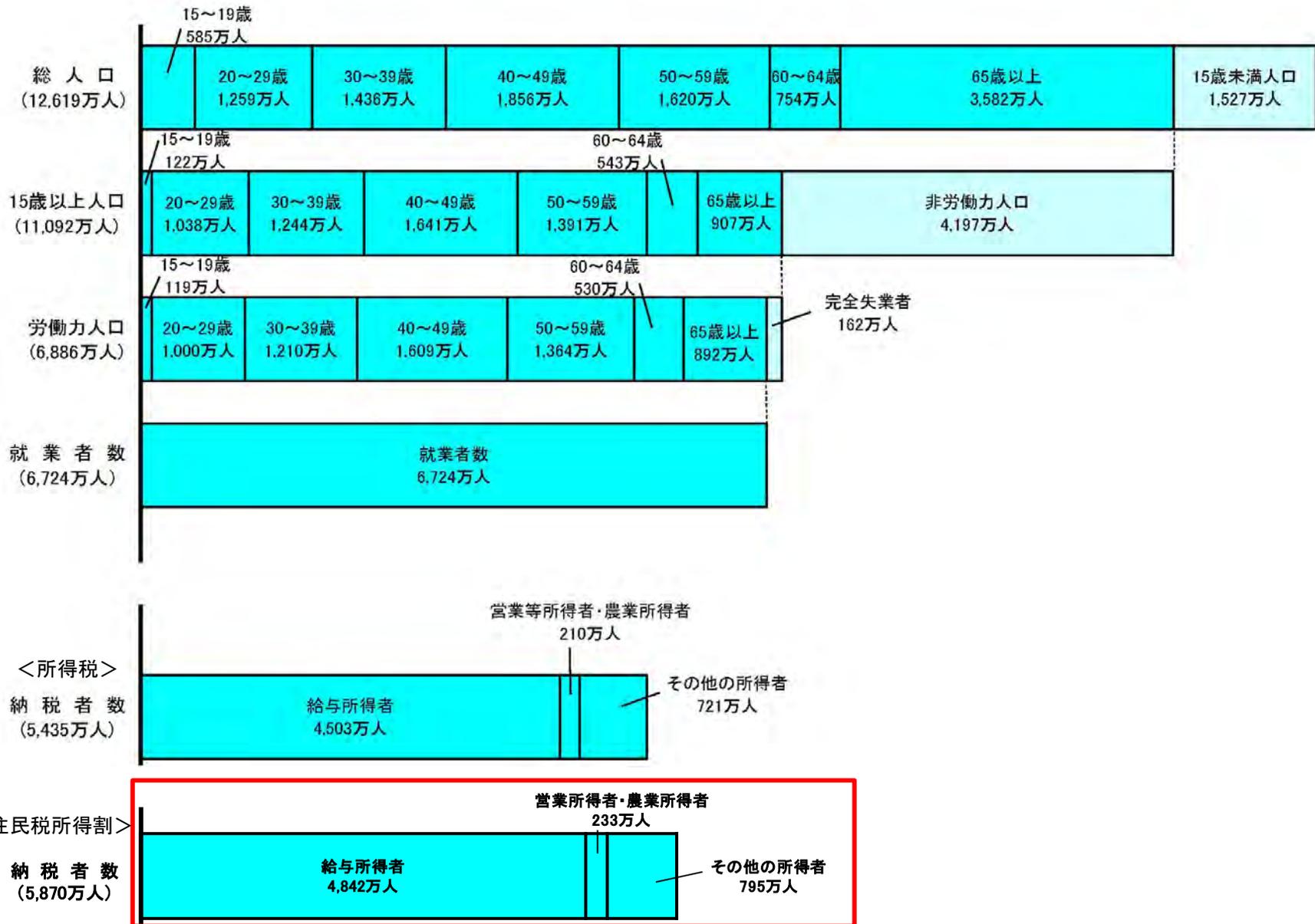


(注1) 計数は「令和2年度 市町村税課税状況等の調」(総務省)を基に作成。

(注2) 上記計数は総合課税分(給与所得、雑所得(年金等)、事業所得、不動産所得等)の納税者に係るものである。

⇒ (上記の所得割額に対し、約0.7兆円の税額控除(寄附金税額控除、調整控除、住宅ローン控除等)が適用。)

個人住民税所得割の納税義務者数(令和2年度)



(出典) 総人口、15歳以上人口、労働力人口及び就業者数は、総務省「令和元年 労働力調査年報」による。納税者数は、総務省「令和2年度 市町村課税状況等の調」による。

(注1) 納税者数のうち、その他の所得者には、就業者に該当しない納税者が含まれる。

(注2) 表中の係数は、総数に分類不可又は不詳の数を含むため、総数と内訳の合計は必ずしも一致しない。

個人住民税収の推移

- 個人住民税の税収全体は、3兆円の税源移譲以降、比較的安定的に推移。
- 分離課税分の税収は、ピーク時(平成3年)から2兆円の減。

【抜本的税制改革】

▲1.6兆円(所得割の税率構造の累進緩和、人的控除額の引上げ(基礎控除、配偶者控除、扶養控除:26万→30万円)、配偶者特別控除・特定扶養控除の創設(35万円)等)

+0.6兆円(利子課税の見直し等)

【税制改革】

▲1.0兆円(所得割の税率構造の累進緩和、人的控除額の引上げ(基礎控除、配偶者控除、扶養控除(31万円→33万円))、給与所得控除の引上げ)

▲0.2兆円(最高税率の引下げ)

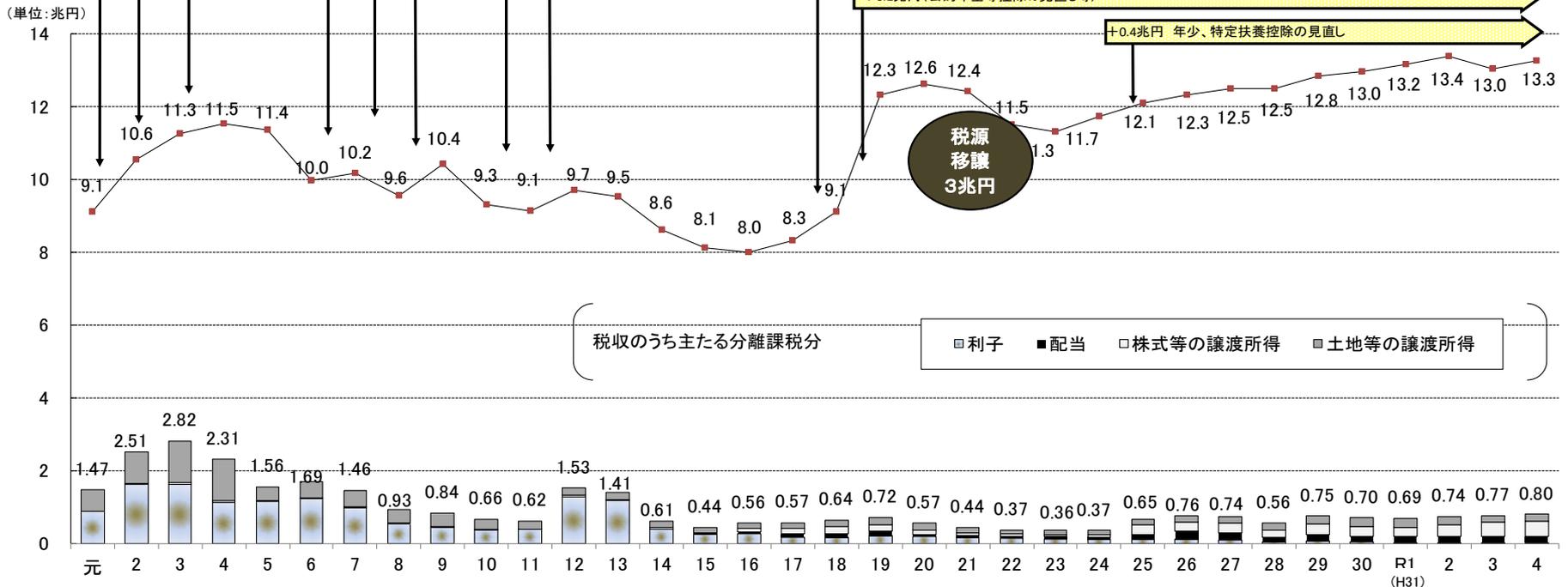
▲0.9兆円(定率減税)

【H19廃止】

+0.3兆円(配偶者特別控除の上乗せ部分の廃止等)

+0.2兆円(公的年金等控除の見直し等)

+0.4兆円(年少、特定扶養控除の見直し)



(注1) 令和2年度までは決算額、令和3年度は実績見込額(最近における実績を加味して算出した額であり、計画外収入を含む)、令和4年度は地方財政計画額に計画外税収見込額を加えた額による。

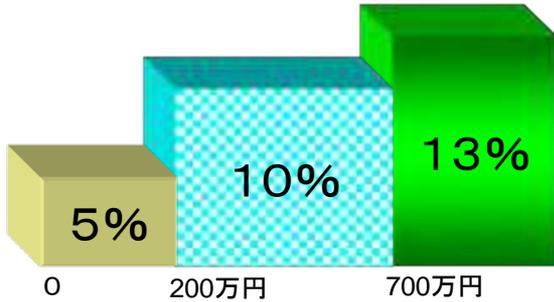
(注2) グラフ中の税制改正による増減収見込額は、平年度ベースの金額である。

(注3) 分離課税の税収は、利子分は利子割、配当分は、平成21年度までは配当割、22年度以降は配当割+所得割申告分離課税-配当割額の控除額、株式等の譲渡所得は、21年度までは株式等譲渡所得割+所得割申告分離課税、22年度以降は株式等譲渡所得割+所得割申告分離課税-株式等譲渡所得割額の控除額、土地等の譲渡所得は所得割申告分離課税の税収である。

個人住民税の税率構造

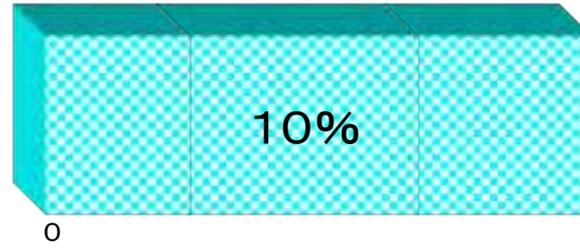
- 個人住民税については、応益性や偏在度縮小の観点から、10%比例税率化。
- 都道府県別の人口一人当たり税収額の最大／最小は、平成18年度に3.3倍であったものが、令和2年度には2.5倍となっている。

(～平成18年度)

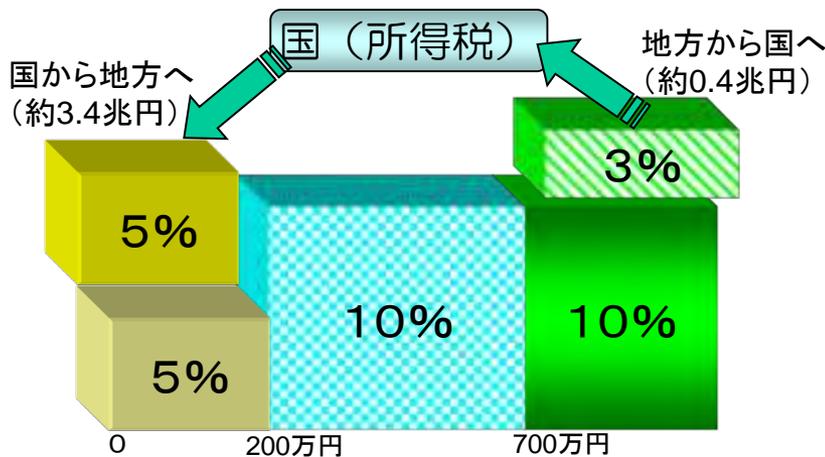


(平成19年度～)

10%比例税率化

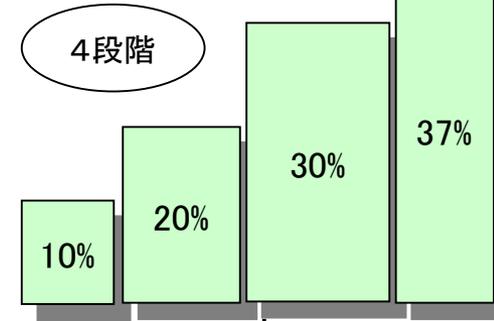


国から地方への 税源移譲 (3兆円)

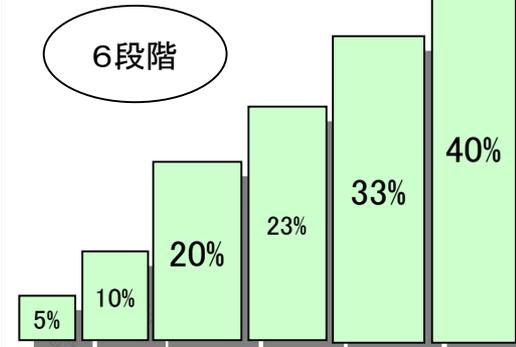


<参考>所得税率

(～平成18年)



(平成19年～平成26年)

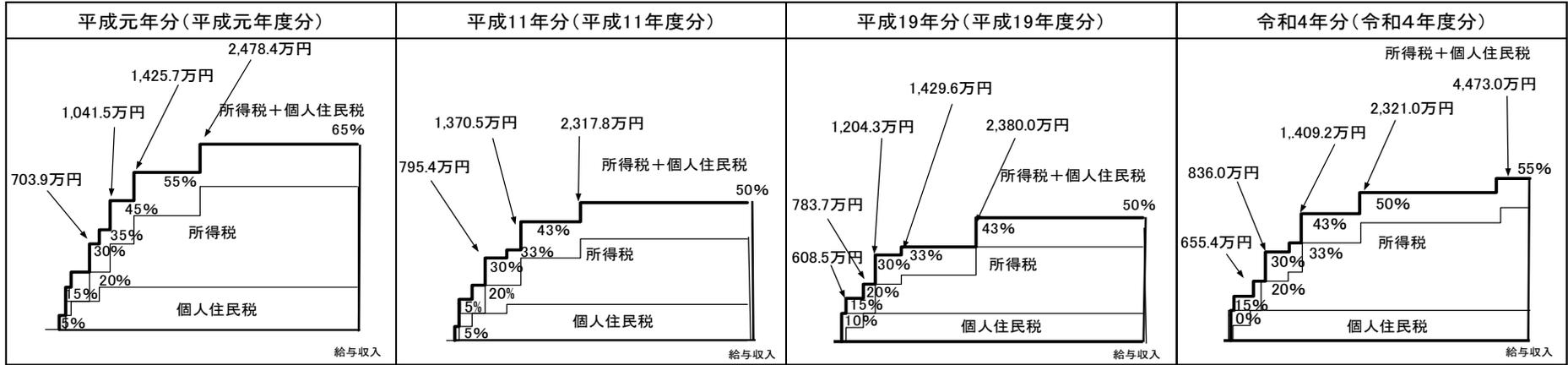


(注) 平成27年分以後の所得税から税率45%を加えた7段階となる 13

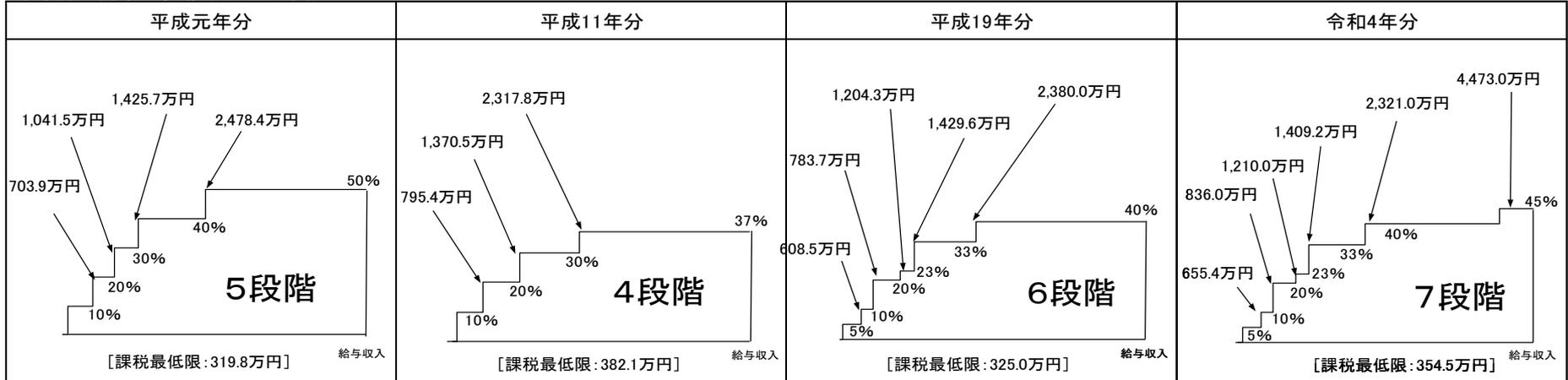
○ 個人住民税は5%、10%、13%の累進税率から、10%比例税率化

○ 一方、所得税は最低税率10%→5%、最高税率37%→40%

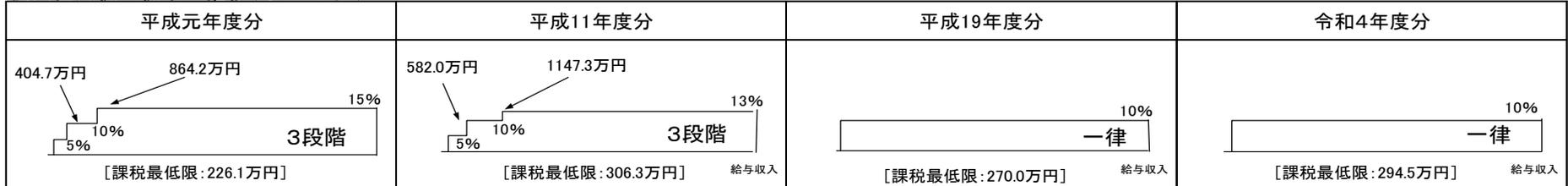
個人所得課税の税率の推移



所得税の税率の推移(イメージ図)



個人住民税の税率の推移(イメージ図)



- (注) 1. 給与収入及び課税最低限は夫婦2人(子のうち1人は一般扶養控除、もう1人は特定扶養控除の対象)の場合の数値である。
 2. 住民税は平成12年度(所得税は平成12年)及び平成27年度(平成27年)において、社会保険料控除額の近似式の係数の改訂が行われている。
 3. 平成27年分以後の所得税については、課税所得4,000万円超について45%の税率を設けている。(平成19年分~26年分は、所得税の最高税率は40%)

個人住民税均等割の概要

○ 均等割は、非課税限度額を上回る者に定額の負担を求めるものであり、負担分任の性格を有する個人住民税の基礎的なものとしての位置付け。

※ 均等割の納税義務者数は約6,400万人、所得割の納税義務者数は約5,900万人

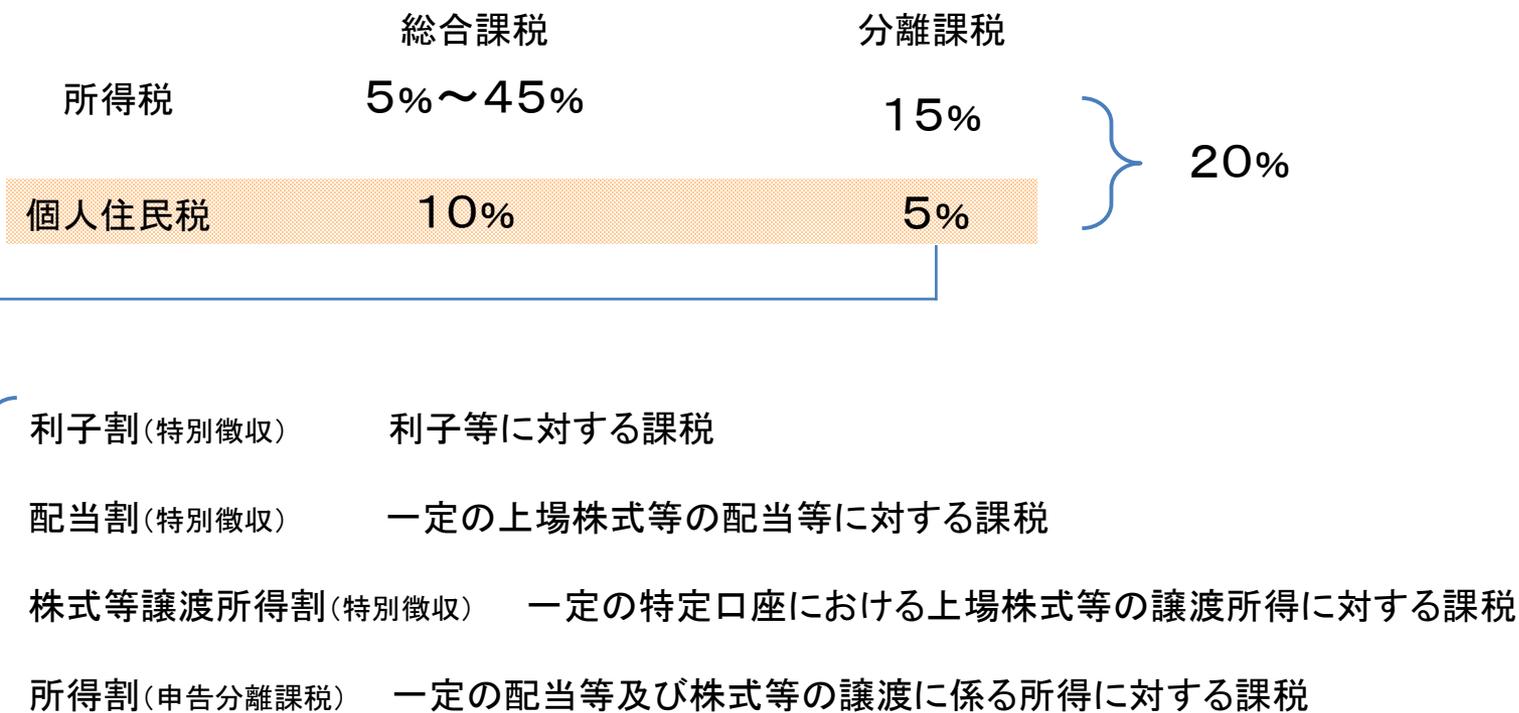
区 分		昭和25年度	昭和26年度	昭和29年度	昭和51年度	昭和55年度	昭和60年度	平成8年度	平成10年度	平成16年度 ～ 平成25年度	平成26年度 ～
市 町 村 民 税	標準税率										
	①人口50万人以上の市	800円	700円	600円	1,700円	2,000円	2,500円	3,000円	3,000円		
	②人口5万人以上50万人未満の市	600円	500円	400円	1,200円	1,500円	2,000円	2,500円	2,500円	3,000円	3,500円
	③その他の市及び町村	400円	300円	200円	700円	1,000円	1,500円	2,000円	2,000円		
	道府県民税 (標準税率)	—	—	100円	300円	500円	700円	1,000円	1,000円	1,000円	1,500円

(※) 東日本大震災を契機として、緊急に地方団体が実施する防災の施策に要する費用の財源を確保するため、平成26年度から令和5年度分までの間、標準税率が年1,000円(市町村民税500円、道府県民税500円)引き上げられている。

(※) 37府県・2市において、超過課税を実施。

個人住民税における利子等に対する分離課税

- 利子、配当、株式等譲渡益等に対する課税は、所得税と個人住民税が一体として設計。個人住民税については、総合課税(10%)とは異なる分離課税の税率(5%)が適用されている。
- このため、高所得者ほど合計所得金額のうち株式等譲渡所得等の占める割合が高い状況を踏まえると、個人住民税においても、高所得者ほど負担率が低くなる傾向があると考えられる。



※配当等については、総合課税される場合がある。

利子割・配当割・株式等譲渡所得割の概要

	利子割	配当割	株式等譲渡所得割
①課税主体	都道府県		
②納税義務者	利子等の支払を受ける者 (都道府県内に所在する金融機関等を通じて支払を受ける個人に限る。)	一定の上場株式等の配当等及び特定口座外の割引債の償還金の差益金額(特定配当等)の支払を受ける者(都道府県内に住所を有する個人に限る。)	所得税において源泉徴収を選択した特定口座(源泉徴収選択口座)における上場株式等の譲渡の対価等の支払を受ける者(都道府県内に住所を有する個人に限る。)
③課税標準	支払を受けるべき利子等の額	特定配当等の額	源泉徴収口座における上場株式等の譲渡に係る所得等の金額(特定株式等譲渡所得金額)
④税率	5%(所得税15%)	5%(所得税15%)	5%(所得税15%)
⑤徴収方法等			
・特別徴収義務者	利子等の支払又はその取扱いをする金融機関	特定配当等の支払をする株式の発行会社等又は支払を取り扱う金融証券会社等	源泉徴収口座を開設している金融証券会社等
・納入先	利子等の支払の事務等を行う営業所等所在地の都道府県	特定配当等の支払を受ける者の支払時の住所地の都道府県	その支払を受けるべき日の属する年の1月1日時点の住所地の都道府県
・納入方法	その支払等の際に徴収し、徴収の翌月の10日までに納入	その支払の際に徴収し、徴収の翌月の10日までに納入	源泉徴収口座における上場株式等の譲渡の対価等の支払の際に徴収し、原則として徴収の翌年の1月10日までに納入
⑥所得割との調整	(申告不可のため所得割との調整はない)	納税義務者が特定配当等、特定株式等譲渡所得金額について申告した場合には所得割で課税し、所得割額から配当割額及び株式等譲渡所得割額を控除(特定配当等について総合課税で申告した場合には、配当控除も適用)	
⑦交付金	各収入額から徴税费相当額(1%)を控除した後の金額の5分の3を市町村へ交付		
⑧税收	325億円(R2年度決算額)	1,522億円(R2年度決算額)	1,763億円(R2年度決算額)

- * 平成22年1月1日より、源泉徴収口座内における上場株式等の譲渡損失と配当との損益通算が可能となり、当該配当に係る配当割については、翌年の1月10日までに、当該配当の支払を受けるべき日の属する年の1月1日時点の住所地の都道府県に対して納入することとされた。
- * 平成25年度改正により公社債等に係る課税方式の変更及び金融商品間の損益通算範囲の拡大等を行っている。なお、改正後の制度は平成28年以後に適用される。
- * 平成25年度改正により法人に係る利子割を廃止し、併せて法人税割額からの利子割の控除を廃止することとしている。なお、改正後の制度は平成28年以後に適用される。

令和4年6月7日
閣議決定

第2章 新しい資本主義に向けた改革

1. 新しい資本主義に向けた重点分野

(1) 人への投資

- ・（「貯蓄から投資」のための「資産所得倍増プラン」）

我が国の個人金融資産2,000兆円のうち、その半分以上が預金・現金で保有されている。投資による資産所得倍増を目指して、NISA（少額投資非課税制度）の抜本的拡充や、高齢者に向けたiDeCo（個人型確定拠出年金）制度の改革、国民の預貯金を資産運用に誘導する新たな仕組みの創設など、政策を総動員し、貯蓄から投資へのシフトを大胆・抜本的に進める。これらを含めて、本年末に総合的な「資産所得倍増プラン」を策定する。その際、家計の安定的な資産形成に向けて、金融リテラシーの向上に取り組むとともに、家計がより適切に金融商品の選択を行えるよう、将来受給可能な年金額等の見える化、デジタルツールも活用した情報提供の充実や金融商品取引業者等による適切な助言や勧誘・説明を促すための制度整備を図る。

個人住民税における超過課税、独自減税の実施状況

- 所得割・均等割については、地方税法で標準税率を規定。各地方団体は、標準税率を踏まえ、条例において税率を決定。
 - ・ 所得割：道府県民税4%、市町村民税6%（※）
 - ・ 均等割：道府県民税1,500円、市町村民税3,500円（※）

（※）指定都市に住所を有する場合は、道府県民税2%、市町村民税8%
（※）いずれも復興財源確保のための500円の引上げ込みの額
- 標準税率によらず、超過課税、独自減税を実施している地方団体あり。

所得割

○道府県民税

- ・ 4.025%：神奈川県（指定都市2.025%）
- （4%：標準税率（指定都市2%））

○市町村民税

- ・ 6.1%：豊岡市（兵庫県）
- （6%：標準税率（指定都市8%））
- ・ 7.7%：名古屋市（指定都市）
- ・ 5.4%：田尻町（大阪府）

（令和3年4月1日現在）

均等割

○道府県民税

- ・ 2,700円：宮城県
- ・ 2,500円：岩手県、山形県、福島県、茨城県、岐阜県、三重県
- ・ 2,300円：秋田県、滋賀県、兵庫県
- ・ 2,200円：栃木県、群馬県、愛媛県
- ・ 2,100円：京都府
- ・ 2,000円：富山県、石川県、山梨県、長野県、愛知県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
- ・ 1,900円：静岡県
- ・ 1,800円：神奈川県、大阪府
- （1,500円：標準税率）

○市町村民税

- ・ 4,400円：横浜市
- ・ 3,900円：神戸市
- （3,500円：標準税率）
- ・ 3,300円：名古屋市
- ・ 3,200円：田尻町（大阪府）

（注）総務省「道府県民税及び法人事業税の税率に関する調」、
「市町村民税の税率等に関する調」より作成

（参考）地方税法（抄）

- 所得割
 - 【道府県民税】
第三十五条 所得割の額は、課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額に、百分の四（所得割の納税義務者が地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市（第三十七条及び第三十七条の二において「指定都市」という。）の区域内に住所を有する場合には、百分の二）の標準税率によつて定める率を乗じて得た金額とする。この場合において、当該定める率は、同一の標準税率ごとに一の率でなければならない。
 - 【市町村民税】
第三百十四条の三 所得割の額は、課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額に、百分の六（所得割の納税義務者が地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市（第三百十四条の六及び第三百十四条の七において「指定都市」という。）の区域内に住所を有する場合には、百分の八）の標準税率によつて定める率を乗じて得た金額とする。この場合において、当該定める率は、一の率でなければならない。
- 均等割
 - 【道府県民税】
第三十八条 個人の均等割の標準税率は、千円とする。（※）
 - 【市町村民税】
第三百十条 個人の均等割の標準税率は、三千円とする。（※）

（※）復興財源確保のため、標準税率が道府県民税、市町村民税いずれも500円引き上げられている（平成26年度～令和5年度）。